

第3号議案関係2

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾の事業年度変更について

第1 提案内容

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾の事業年度を、現行の「1月～12月」から「10月～9月」に変更することを提案します。これに伴い、決算時期が現行の12月から9月に変更となります。

第2 提案理由

NPO法により、会員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に実施する必要があります。事業年度終了後、決算報告書類を作成しますが、決算数値の確定には時間を要するため、総会を開催するためには、事業年度終了後2ヶ月半程度が必要です。従って、現行の12月決算の場合、総会は3月中旬～下旬に実施することになります。

一方で、通訳案内士は、3月～5月にかけて年間で最大の繁忙期を迎えます。日本最大の通訳案内士団体であり、1,500名以上の通訳案内士が所属する当交流塾においては、総会の時期が会員の繁忙期と重なっており、多くの会員が総会に出席できないという問題が発生しています。

この問題を解決し、かつ、円滑な事務実施を考慮し、事業年度の変更を提案します。

第3 新旧の運用比較

項目	新	旧
スケジュール	9月末 事業年度終了 10月上旬～中旬 仮決算 10月下旬～11月上旬 理事会 11月中旬 決算確定 11月下旬 会員総会議案送付 12月中旬～下旬 会員総会	12月末 事業年度終了 1月上旬～中旬 仮決算 1月下旬～2月上旬 理事会 2月中旬 決算確定 2月下旬 会員総会議案送付 3月中旬～下旬 会員総会
経過措置	2018年1月1日から始まる第11期については、2018年1月～9月の9か月間を事業年度とします。 その後新制度に移行し、10月～9月の1年間が事業年度となります。	
年会費の取扱い	従来通り、1月～12月分を1年分として納入します。決算において、1月～9月分と10月～12月分を2期に分割して計上します。	1月～12月分を1年分として納入し、各事業年度にそのまま計上します。

第4 定款の変更

本件に伴い、以下の通り定款を変更します。

項目	新	旧
第42条 (事業年度)	<u>この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。</u>	この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
附則	<u>7 平成30年1月1日から始まる第11期の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの9ヶ月間とする。</u>	